

高浜市まちづくり協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、高浜市自治基本条例（平成22年高浜市条例第24号）第17条第3項の規定に基づき、まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより、地域内分権を推進することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) まちづくり協議会 小学校区を単位とする地域の市民（以下「地域の市民」といいます。）により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいいます。
- (2) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために、地域の市民及び行政が取り組む活動をいいます。
- (3) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (4) 市民公益活動団体 市民が自主的に参加し、自発的かつ主体的に行う社会貢献性を有する営利を目的としない自由な活動（公益の増進に寄与するものに限り、以下この号において「市民公益活動」といいます。）を行うNPO法人、ボランティア団体、コミュニティ組織その他の団体であって、規約その他の定めがあり、かつ、市民公益活動を継続的に行うことができるものをいいます。

(構成員)

第3条 まちづくり協議会の構成員は、地域の市民とします。

(認定)

第4条 市長は、次のいずれにも該当する団体を、まちづくり協議

会として認定することができます。

- (1) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員
の選出方法及びその役割、予算の編成及び決算の報告、規
約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項
が、規約に定められている団体
- (2) 団体の代表者及び役員を選出その他の団体運営が、規約に
基づき行われている団体
- (3) 町内会が参画している団体
- (4) 地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる
団体

2 前項に規定する認定は、一の小学校区につき、1団体に限り
行うものとします。

3 第1項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定めます。

(活動)

第5条 まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課
題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを
行います。

2 まちづくり協議会と行政は、お互いに補完し合いながら、まち
づくりを行います。

3 まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報
共有に努めます。

4 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、
活動方針、内容などを定めた地域計画を策定します。

(活動の制限)

第6条 まちづくり協議会は、次に掲げる活動をしてはなりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成
することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること
を主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第

3条に規定する公職をいいます。以下同じとします。)の候補者(候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(行政の助言及び支援)

第7条 行政は、まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行います。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。